

佐賀県林地開発許可の手引き 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐賀県林地開発許可の手引き</p> <p>第1節 略</p> <p>1・2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第2節 林地開発許可制度</p> <p>1～4 略</p> <p>5 許可申請書等の手続き</p> <p>(1) 申請について</p> <p>本制度に係る申請は、申請書案を1部作成し、県森林整備課の事前確認を受けた後、正副2部に事業地が所在する市町の数の副本を加えた申請書(様式第1号)を管轄する農林事務所に提出しなければならない。なお、変更申請(様式第2号)の場合も同様の取扱いとする。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>6 林地開発許可制度における区域区分</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)「保全帯」：事業区域内にあって開発区域界の外側に設けるのもので、残置森林と対象外森林からなる。(開発の<u>区分</u>が住宅地の造成地の場合のみ緑地も含む。)</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>林地開発許可制度の体系図</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県林地開発許可の手引き</p> <p>第1節 略</p> <p>1・2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第2節 林地開発許可制度</p> <p>1～4 略</p> <p>5 許可申請書等の手続き</p> <p>(1) 申請について</p> <p>本制度に係る申請は、申請書案を1部作成し、県森林整備課の事前確認を受けた後、正副2部に事業地が所在する市町の数の副本を加えた申請書(様式第1号)を管轄する農林事務所を<u>経由し知事</u>に提出しなければならない。なお、変更申請(様式第2号)の場合も同様の取扱いとする。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>6 林地開発許可制度における区域区分</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)「保全帯」：事業区域内にあって開発区域界の外側に設けるのもので、残置森林、<u>対象外森林及び造成森林</u>からなる。(開発<u>行為</u>の<u>目的</u>が住宅<u>団</u>地の造成の場合のみ緑地も含む。)</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>林地開発許可制度の体系図</p> <p>略</p>

改正前					改正後				
第3節 許可申請書の作成要領					第3節 許可申請書の作成要領				
1 林地開発許可申請(新規・変更)に係る書類					1 林地開発許可申請(新規・変更)に係る書類				
編 纂 順 序	書類	作成上の留意点	規格	様式	編 纂 順 序	書類	作成上の留意点	規格	様式
1 ～ 23	略	略	略	略	1 ～ 23	略	略	略	略
24	資力及び信用があることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書類を添付すること。</li> <li>① 資金計画書（申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第8号）の提出をもって代えることができる。）</li> <li>② 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）</li> <li>③ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料</li> <li>④ 納税証明書</li> <li>⑤ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）</li> <li>⑥ 定款（法人の場合）</li> <li>⑦ 住民票等（個人の場合）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる書類を添付すること。</li> <li>① 防災施設の設置に係る部分の資金の調達に関する預金残高証明書等</li> <li>② 上記が困難な場合には、資金計画書に、金融機関から事業者への関心表明書を添付し、着手前に融資証明書を提出すること</li> </ul>	A 4	二	24	資力及び信用があることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書類を添付すること。</li> <li>① 資金計画書（申請者の資力及び信用に関する申告書（様式第8号）の提出をもって代えることができる。）</li> <li>② 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）</li> <li>③ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料</li> <li>④ 納税証明書</li> <li>⑤ 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）</li> <li>⑥ 定款（法人の場合）</li> <li>⑦ 住民票等（個人の場合）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・④の納税証明書は国税と県税の両方を提出すること。なお、県税については納付状況確認同意書（様式第26号）を提出すること。</li> <li>・なお、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる書類を添付すること。</li> <li>① 防災施設の設置に係る部分の資金の調達に関する預金残高証明書等</li> <li>② 上記が困難な場合には、資金計画書に、金融機関から事業者への関心表明書を添付し、着手前に融資証明書を提出すること</li> <li>③ ①②が困難な場合には、先行して必要な防災施設の設置に係る資金の調達について証する書類（融資証明書等）を現場着手前までに提</li> </ul>	A 4	第26号

25 ～ 27	略	略	略	略
28	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>建設業法許可書（土木工事業）</li> <li>事業経歴書（原則として過去3年間）</li> <li>預金残高証明書</li> <li>納税証明書</li> <li>事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）</li> <li>林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。（原則として過去5年間）</li> </ol> </li> <li>なお、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を添付するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出すること。</li> </ul>	A 4	

## 2 その他の手続

略

### 第4節 技術基準

#### 第1 略

#### 1～4 略

#### 5 土砂流出防止の措置

##### (1)～(3) 略

(4)「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表10に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含

		<u>出する旨を記載した念書等を提出すること。</u>		
25 ～ 27	略	略	略	略
28	防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類 <u>(様式24号、25号)</u> を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>建設業法許可書（土木工事業）</li> <li>事業経歴書（原則として過去3年間）</li> <li>預金残高証明書</li> <li>納税証明書</li> <li>事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）</li> <li>林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。（原則として過去5年間）</li> </ol> </li> <li><u>④の納税証明書は国税と県税の両方を提出すること。なお、県税については納付状況確認同意書（様式第26号）を提出すること。</u></li> <li>申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を添付するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出すること。</li> </ul>	A 4	<a href="#">第24号</a> <a href="#">第25号</a> <a href="#">第26号</a>

## 2 その他の手続

略

### 第4節 技術基準

#### 第1 略

#### 1～4 略

#### 5 土砂流出防止の措置

##### (1)～(3) 略

(4)「災害が発生するおそれがある区域」については表10に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表10に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含

めることができる。

ア・イ 略

表10

略

(5) 略

6～12 略

第2～第7 略

めることができる。

ア・イ 略

表10

略

(5) 略

6～12 略

第2～第7 略

使用土地一覽表(例)

使用土地一覽表 (例)

Table with columns for land type (e.g., forest, residential), area, and various legal/usage categories. Includes a detailed legend at the bottom explaining the calculation of 'Total Forest Area' (森林区域面積) as the sum of 'Forest Area 1' and 'Forest Area 2'.

改正前

使用土地一覽表(例)

使用土地一覽表 (例)

Table similar to the 'Before' version, but with a highlighted red box in the legend area indicating a change in the calculation of 'Total Forest Area' to include 'Forest Area 2'.

改正後

Footnote explaining the change: (017) 森林法第5条の森林については、許可申請時（又は変更許可申請時）の林種を記入する。なお、既に林地開発許可を受けた森林が当該森林計画の認定で5条森林から除外されている場合は、○印を記入する。

(様式第5号の2)

使用土地一覽表 (例)

Table with 11 rows and multiple columns including land type (e.g., forest, mountain), area, and registration details. Includes a summary table at the bottom with columns A through J.

【一覽表】
A 55,100 B 52,180 C 39,490 D 5,000 E 820 F 13,620 G 5,590 H 60 I 33,890 J 25,760 K 8,010

開発行為の目的

事業区画整理
5,3180 h.a. = A

開発区画整理
3,9492 h.a. = B

法第5条区域整理
2,6800 h.a. = C

開発に係る森林
2,5750 h.a. = D

林非算出面積
(E+F+I)
= (E+F+I) / C

森林非算出面積
(F+G+H)
= (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

(様式第5号の2)

使用土地一覽表 (例)

Table with 11 rows and multiple columns including land type, area, and registration details. Includes a summary table at the bottom with columns A through J.

【一覽表】
A 55,100 B 52,180 C 39,490 D 5,000 E 820 F 13,620 G 5,590 H 60 I 33,890 J 25,760 K 8,010

開発行為の目的

事業区画整理
5,3180 h.a. = A

開発区画整理
3,9492 h.a. = B

法第5条区域整理
2,6800 h.a. = C

開発に係る森林
2,5750 h.a. = D

林非算出面積
(E+F+I)
= (E+F+I) / C

森林非算出面積
(F+G+H)
= (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

林非算出率
(E+F+I) / (F+G+H)
= (E+F+I) / (F+G+H) / C

森林非算出率
(F+G+H) / (F+G+H)
= (F+G+H) / (F+G+H) / C

改正前			改正後		
別記1 略 別記2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等			別記1 略 別記2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等		
開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等(保全帯)
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント(残置森林率おおむね40パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。	ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント(残置森林率おおむね40パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント(残置森林率おおむね40パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント(残置森林率おおむね40パーセント)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。

工場、事業場、 産業廃棄物処分 場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上 とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積に応じて原則として周辺部に 次に掲げる幅の残置森林又は造成森林を配置する。 ・ 1ha以上2ha未満：5m以上 ・ 2ha以上5ha未満：10m以上 ・ 5ha以上10ha未満：15m以上 ・ 10ha以上20ha未満：20m以上 ・ 20ha以上：30m以上 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下と し、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ ートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。 (緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積原則として周辺部に次に掲げ る幅の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 ・ 1ha以上2ha未満：5m以上 ・ 2ha以上5ha未満：10m以上 ・ 5ha以上10ha未満：15m以上 ・ 10ha以上20ha未満：20m以上 ・ 20ha以上：30m以上 ※住宅地の造成の場合のみ保全帯に緑地を含めることができる。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下と し、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ ートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘、 残土処分場の設 置		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森 林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法 面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽す る。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢  
林(おおむね15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森  
林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林  
及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の  
確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の割合をいう。  
この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差  
し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を

工場、事業場、 産業廃棄物処分 場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上 とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積に応じて原則として周辺部に 次に掲げる幅の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。 ・ 1ha以上2ha未満：5m以上 ・ 2ha以上5ha未満：10m以上 ・ 5ha以上10ha未満：15m以上 ・ 10ha以上20ha未満：20m以上 ・ 20ha以上：30m以上 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下と し、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ ートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。 (緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積原則として周辺部に次に掲げ る幅の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林・緑地を配置する。 ・ 1ha以上2ha未満：5m以上 ・ 2ha以上5ha未満：10m以上 ・ 5ha以上10ha未満：15m以上 ・ 10ha以上20ha未満：20m以上 ・ 20ha以上：30m以上 ※住宅 <u>団</u> 地の造成の場合のみ保全帯に緑地を含めることができる。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下と し、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メ ートル以上の残置森林、 <u>対象外森林</u> 又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘、 残土処分場の設 置		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林、 <u>対象外森 林</u> 又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法 面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽す る。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林面積の事業区域内の法第5条  
森林面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林、造成森林及び対象外森林の面積  
(開発の区分によっては造成緑地及び緑地を含む。)の事業区域  
内の法第5条森林面積に対する割合をいう。



呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3～6 略

第5節 申請書等の様式

様式第1号～4号

略

3～6 略

第5節 申請書等の様式

様式第1号～4号

略

様式第5号の1

使用土地一覽表(例)

Table with columns for registration type, forest type, area, and various rights/charges. Includes a calculation table for land use rights and a list of explanatory notes (013-019).

改正前

様式第5号の1

使用土地一覽表(例)

Table with columns for registration type, forest type, area, and various rights/charges. Includes a calculation table for land use rights and a list of explanatory notes (013-019).

改正後

改正前

様式第5号の2

使用土地地 一 覧 表 (例)

Table with columns for registration type (e.g., 5-year forest, forest), area, and various legal status indicators (A-E).

【一覽表】

開墾行為の目的
專業區區画面積
開墾區區画面積
法第5条森林面積
開墾に係る森林

森林非軍出區画 (緑地を含まない場合)
森林 率 1
森林非軍出區画 (緑地を含む場合)
森林 率 2

(0.1) 本表は、開墾行為の目的が「工場、事業場の設置...」(住宅団地の造成)、「土石等の運搬、填土処分」の場合を作成する。
(0.2) 5年区画面積は、開墾行為の目的が「工場、事業場の設置...」(住宅団地の造成)の場合に作成する。
(0.3) 自己所有もしくは登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.4) 自己所有もしくは登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、登記義務人以外の場合には開墾面積を記入する。
(0.5) 登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.6) 開墾面積5条区画面積、開墾面積、開墾面積等の記載は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.7) 開墾面積5条区画面積、開墾面積、開墾面積等の記載は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。

改正後

様式第5号の2

使用土地地 一 覧 表 (例)

Table with columns for registration type (e.g., 5-year forest, forest), area, and various legal status indicators (A-E). Includes a red box highlighting a specific row.

【一覽表】

開墾行為の目的
專業區區画面積
開墾區區画面積
法第5条森林面積
開墾に係る森林

森林非軍出區画 (緑地を含まない場合)
森林 率 1
森林非軍出區画 (緑地を含む場合)
森林 率 2

(0.1) 本表は、開墾行為の目的が「工場、事業場の設置...」(住宅団地の造成)、「土石等の運搬、填土処分」の場合を作成する。
(0.2) 5年区画面積は、開墾行為の目的が「工場、事業場の設置...」(住宅団地の造成)の場合に作成する。
(0.3) 自己所有もしくは登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.4) 自己所有もしくは登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、登記義務人以外の場合には開墾面積を記入する。
(0.5) 登記義務人との関係が「関係不明」となっている場合は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.6) 開墾面積5条区画面積、開墾面積、開墾面積等の記載は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。
(0.7) 開墾面積5条区画面積、開墾面積、開墾面積等の記載は、開墾面積と一致しない場合は、開墾面積とする。

改正前	改正後
様式第 6 号～23号 略	様式第 6 号～23号 略

改正前

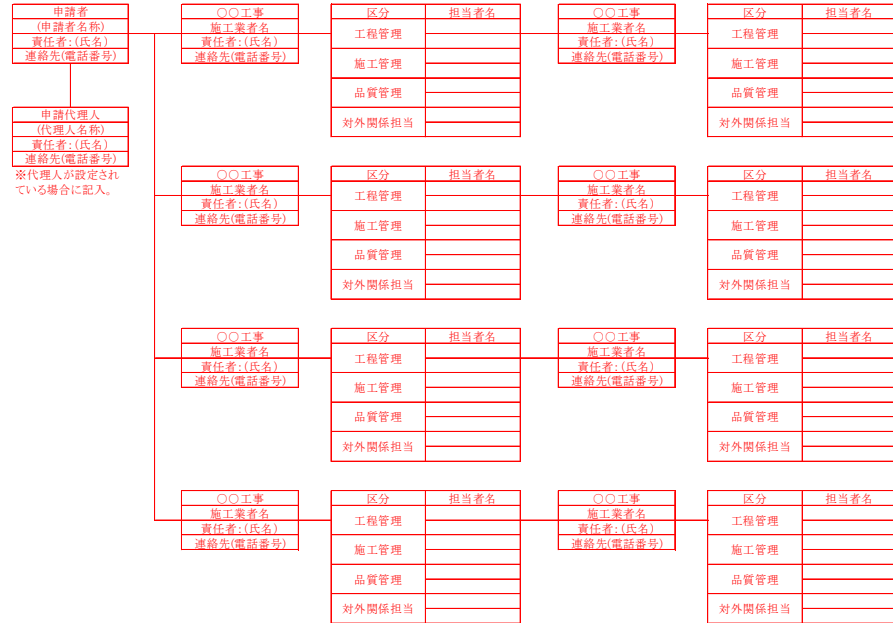
(新設)

改正後

様式第24号

(様式第24号)

開発行為施行体系図(体制)



※必要に応じて表を追加してください

改正前

(新設)

改正後

様式第25号

(様式第25号)

防災施設の設置に関わる者に関する調書

対象工事名					
会社名 (名称及び代表者名)					
会社住所 (所在地)					
法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法、その他)	許可番号				
	業種				
事業の経歴 (原則過去3年分)	実施年度	実施した工事名、事業名等			
事業の実施体制	従業員数	事務職	人	技術職	人
		その他	人	計	人
	主な役員及び技術者	役職名	氏名	年齢	在勤年数
		資格免許・学歴・その他			
林 地 工 開 発 実 績 に 等 係	経歴 ※監督処分及び行政指導があった場合はその対応状況を含む(原則過去5年分)。				
	年度	実績の内容等			

注)1 対象工事の業者毎に別様とする。  
 2 「法令による登録等」に記載した許可証等の写しを添付すること。  
 3 預金残高証明書及び納税証明書の写しを別途添付すること。  
 ※履歴等欄が不足する場合は必要に応じて追加してください。

改正前	改正後
(新設)	<p data-bbox="1131 260 1281 292"><u>様式第26号</u></p> <p data-bbox="1435 316 1720 347">県税納付状況確認同意書</p> <p data-bbox="1659 411 1854 435">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1283 491 1473 515">佐賀県森林整備課長 様</p> <p data-bbox="1536 571 1592 619">申請者 住所</p> <p data-bbox="1552 651 1664 675">名称（法人名）</p> <p data-bbox="1552 707 1731 730">氏名（代表者の職氏名）</p> <p data-bbox="1267 786 1850 810">下記の申請にあたり、貴課が県税の納付状況を確認することに同意します。</p> <p data-bbox="1570 866 1592 890">記</p> <p data-bbox="1447 914 1709 938">佐賀県林地開発（変更）許可業務</p> <div data-bbox="1249 1182 1906 1254" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"><p data-bbox="1256 1193 1899 1241">※ 県税の納付状況を確認することにより知り得た個人情報については、上記申請の審査以外に利用することはありません。</p></div>